合志市公共工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２４年３月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年１月１７日改正

（趣旨）

第１条　この要領は、合志市の発注する建設工事（以下「工事」という。）について、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、合志市公共工事請負契約約款（平成１８年合志市告示第９２号）第１０条第５項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務の適用を緩和する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の兼任を認める要件）

第２条　受注者は、次の各号のいずれにも該当する場合において、現場代理人を兼任することができるものとする。

(1)兼任しようとする工事が、全て合志市及び熊本県が発注した工事であること。

(2)同一の現場代理人が兼任できる工事は２件までとすること。ただし、舗装工事（工種が舗装工事であること）を含む場合は３件までとする。

(3)兼任する工事の当初請負額の合計が、７，０００万円未満（税込額）であること。

（現場代理人の兼任を認めない場合の取扱い）

第３条　次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼任を認めないものとする。

(1)緊急性を伴う工事の場合

(2)事業担当課が安全管理上等の理由により兼任が適当でないと判断した場合

(3)特記仕様書等に兼任不可の表記がある場合

（現場代理人の兼任手続）

第４条　現場代理人の兼任をしようとする受注者は、契約締結後に、現場代理人の常駐規定緩和に関する照会兼回答書（様式第１号）を事業担当課に提出しなければならない。

２　前項の規定により照会があった場合は、当該工事の主管課等の長は、既に現場代理人として常駐している工事の主管課等の長に意見を求め、兼任の適否を判断するものとする。

３　当該工事の主管課の長は、兼任の適否が判断されたときは、速やかに請負者に対しその旨を記載した回答書を交付するものとする。

（契約変更時の取扱い）

第５条　この要項の規定により現場代理人の兼任を認めた工事については、その後の設計変更（増額変更）等の理由により第２条第３号の要件を満たさなくなった場合においても、同項の規定に該当しているものとみなして、引き続きこの要領を適用するものとする。

（兼任中の注意事項）

第６条　兼任を承認された現場代理人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)兼任期間中は兼任を承認されたいずれかの工事現場に常駐すること。

(2)必要に応じて代行者を配置するなど兼任する全ての工事現場の安全管理及び現場の取締りを徹底すること。

(3)兼任する全ての監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

（現場代理人の兼任の取消し等）

第７条　現場代理人を兼任することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、市長は、当該現場代理人の兼任の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

　　附　則

この要項は、平成２９年１月１７日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

現場代理人の兼任の常駐規定緩和に関する照会兼回答書

　　年　　月　　日

（あて先）合志市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

　下記工事について、合志市公共工事請負契約約款第１０条第５項に規定する現場代理人の常駐規定を緩和して兼任を認める工事等であるか否か伺います。

○現在、現場代理人として従事している工事等

|  |  |
| --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  |
| 現場代理人の連絡先 | (緊急時) |
| (上記以外) |
| 工事名 |  |
| 工事番号 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 契約金額(税込) |  |

○上記現場代理人が、これから兼任をしようとする工事等

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事番号 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 |  |
| 契約金額(税込) |  |

|  |
| --- |
| 【回答書】　発注者使用欄  上記工事の現場代理人については、  ・兼任を認めます。ただし、常時連絡がとれる体制を確保し、本工事に支障をきたさないように特に留意してください。  ・認めません。（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |